

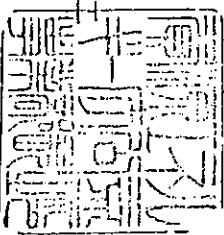
7 資公部第70号

平成7年2月28日

社団法人日本瓦斯協会

会長 渡邊 宏 殿

資源エネルギー庁公益事業部長 村田 成一



ガス事業法施行規則第21条第2項第1号及び第43条第1項の  
承認の基準について

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（平成7年通商産業省令第3号）  
が平成7年3月1日付けをもって施行されることに伴い、標記承認の基準につ  
いて別記1及び2のとおり定めましたので、通知します。

なお、貴協会会員に対する周知及び指導方よろしくお願ひします。

(別記 1)

ガス事業法施行規則第21条第2項第1号の規定による承認の基準

ガス事業法施行規則第21条第2項第1号の規定による通商産業大臣の承認の基準としては、ガスの熱量、燃焼速度又はウォッベ指数がそのガスを製造するガス発生設備の種類及び型式並びにその運転方法に照らして供給規程に記載されている一定範囲内にあることが明らかであること。

その際、空気吸入式移動式ガス発生設備を使用する場合は、別添の承認申請書によること。

空気吸入式移動式ガス発生設備の熱量、燃焼性に関する承認申請書

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）印

ガス事業法施行規則第21条第2項第1号の規定により、熱量、燃焼速度及びウォッペ指数が一定範囲にあるとして承認を受けたいので、別添の書面を付して申請します。

備考 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

別添

①空気吸入式移動式ガス発生設備の運転方法及び供給ガスの燃焼性範囲

測定に係る事業所の名称及び所在地		
供給ガスの種類	最低熱量	標準熱量
供給規程	燃焼性の範囲	W.I M.C.P
免除申請を受ける項目		
ガス発生設備の種類		
型式	申請台数とその ロットナンバー	
原料ガスの種類		
供給ガス	熱量計算値 燃焼速度計算値 ウォッペ指数計算値	M.C.P

②承認の申請にあたっては、以下の書類を添付すること。

- (1)設備の設計・運転条件
- (2)原料ガス組成
- (3)運転管理方法
- (4)供給ガス燃焼性計算書
- (5)試験データ

備考 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

(別記2)

ガス事業法施行規則第43条第1項の規定による承認の基準

ガス事業法施行規則第43条第1項の規定による通商産業大臣の承認の基準としては、硫黄含有量が重量比で50 ppm以下である揮発油等を原料としてガスの製造を行う場合であって、かつ、ガス中の硫黃全量、硫化水素及びアンモニアの成分がガス事業法施行規則第43条第2項に規定する基準以下であることが明らかであること。  
その際、硫黃含有量が重量比で50 ppm以下である揮発油等を原料としてガスの製造を行う場合は、別添の承認申請書によること。

成 分 に 関 す る 承 認 申 請 書

番 号 年 月 日

殿

住 所 氏 名 (名称及び代表者の氏名) ㊞

ガス事業法施行規則第43条第1項の規定により、成分为一定数量以下であるとして承認を受けたいので、別添の書面を付して申請します。

備考 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

## 別添

## ①ガス発生設備の原料及び供給ガスの成分

成分の検査に係る事業所の名称及び所在地	
供給ガスの種類	
供給ガスの標準熱量	
ガス発生設備の種類	
ガス発生設備の型式	
製造ガスの熱量(標準)	
原 料 の 種 類	
原料中硫黄(上限値)	
供給ガスの成分 (最近1年間の実績値)	
硫黄全量	
硫化水素	
アンモニア	

②承認の申請にあたっては、以下の書類を添付すること。

- (1) 使用する原料揮発油の硫黄含有量値
- (2) 挥発油を原料とする製造設備を含む製造所フロー図
- (3) 原料揮発油の管理方法
- (4) 供給ガスの成分検査実績値

備考 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。